

## 令和3年第4回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年12月14日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	松本文尚
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 同意第3号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意について
- 日程第2 同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意について
- 日程第3 承認第7号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第43号 広川町新庁舎議場家具購入に係る契約の締結について
- 日程第5 議案第44号 広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び広川町消防団条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第47号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第48号 広川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第50号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第51号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第52号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について

- 日程第14 議案第53号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について  
日程第15 決定第3号 常任委員会委員の選任について  
日程第16 決定第4号 議会運営委員会委員の選任について  
日程第17 決定第5号 議会広報調査特別委員会委員の選任について  
日程第18 選挙第1号 八女西部広域事務組合議会議員の選挙について  
日程第19 選挙第2号 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙について  
日程第20 決定第6号 議員派遣の件  
日程第21 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 同意第3号

○議長（野村泰也）

日程第1. 同意第3号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。

---

同意第3号

広川町公平委員会委員の選任に対する同意について

広川町公平委員会委員として、次の者を選任したいので、町議会の同意を求める。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

住 所 八女郡広川町大字広川

氏 名 麻生 登喜子

提案理由

広川町公平委員会委員 麻生登喜子氏の任期が、令和3年12月19日をもって満了するので、引き続きその後任者の選任について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により町議会の同意を求めるものである。

---

よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第3号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第2 同意第4号

○議長（野村泰也）

日程第2. 同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

同意第4号

広川町教育委員会委員の任命に対する同意について

広川町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、町議会の同意を求める。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

住 所 八女郡広川町大字久泉

氏 名 馬場 美香

提案理由

広川町教育委員会委員 山崎里枝子氏の任期が、令和3年12月19日をもって満了するので、その後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第4条第2項の規定により町議会の同意を求めるものである。

---

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 承認第7号

○議長（野村泰也）

日程第3. 承認第7号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

承認第7号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてのお願いでございます。

---

承認第7号

令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

記

令和3年度広川町一般会計補正予算第5号

---

提案理由、子育て世帯への臨時特別給付金について速やかに給付を開始するために専決処分を行った令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）について報告し、承認を求めるものでございます。

慎重審議をいただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

承認第7号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第4 議案第43号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第43号 広川町新庁舎議場家具購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第43号

広川町新庁舎議場家具購入に係る契約の締結について

広川町新庁舎議場家具購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町新庁舎議場家具購入
- 2 契約額 4,153万1,600円
- 3 契約の相手方 福岡県朝倉市甘木187番地の2  
株式会社カジワラ商事  
代表取締役 梶原 教義

提案理由

広川町新庁舎議場家具購入のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

---

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

庁舎建設の予算については、今年6月の議会の一般会計補正予算の継続費補正で合計2,400,010,979千円となっていますが、この金額は、具体的には庁舎建設関連事業の総費用のうち何の金額を示しているのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

6月に出しています継続費の内容でございますけれども、庁舎建設に係る1期工事、今、工事を行っている分の工事と、あと、既存の庁舎を解体して駐車場、外溝等の整備をいたします2期工事の分になります。

今回出しています議案の議場家具購入につきましては、当初予算でお願いした債務負担行為の備品購入費150,000千円の分でございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ハード設計とか、建設費とか、ソフト設計費用とか、1期工事、2期工事、新庁舎建設全体で総額幾らを見積もっていますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

現在、総額でお幾らというのは集計等はしておりませんが、今のところは基本計画でお示した金額から大幅といたしますか、多少増額にはなってくる見込みではないかと思っておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

最初のさっき言われました平成30年の当初の概算事業費では、備品購入費、引っ越し費用、設計監理費を含むその他の経費で3億円という見積りが出ています。これまで設計監理費は1億円を超えているのではないかと思います。残り2億円ではほかの備品とか引っ越し費用とかを賄うということですが、その2億円のうちの40,000千円を議場の家具に使うということは大丈夫でしょうか。議員控室とか議長室、町長室などの家具についての使用はどんなふうを考えてありますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

今お話しいただきました備品の購入の件でございますけれども、基本計画の段階においては150,000千円で概算見積りをしております。コンサルタント等に委託しながら備品の選定を定価ベースで出していただいて、当初にお出しした150,000千円内で収めようということでお出ししたのになります。

議場家具につきましては、当初から結構高額になることが分かっておりましたので、まずは議場の家具を先に発注いたしまして、額を確定して、残りの金額をその他の備品の購入に充てたいというふうを考えておりますので、全体として150,000千円で、先ほど言われました議員控室、町長室等を含めまして150,000千円以内で収めたいなというふうに思っておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

議案第43号に反対の討論をいたします。

今回の契約額は41,531,600円です。私は人口とか議員数とか庁舎の規模など、広川町と同規模の自治体の最近の事例を調べてみました。町によってそれぞれ考えがあるというのは分かっていますが、芽室町の契約では、庁舎全体の家具について契約をしています。その契約額は38,797千円でした。広川町は41,531,600円です。

その主な内容を見てもみますと、議員の机が559千円、椅子が1脚290千円、名札が52千円などとなっています。とても豪華です。「超」がつくぐらい、ぜいたくだと思います。

皆さん、この議場は1年間のうち何日ぐらい使われているか、御存じでしょうか。私は数えてみました。一年365日のうち、僅か14日から15日です。町の施設の中で最も使用率が低い施設の一つではないでしょうか。このような施設に幾らお金をかけても、住民には何の利益もありません。議場が幾ら立派だからといって、それがすなわちすばらしい町だとは決してなりません。

議場は町執行部と住民の代表である議員がこれからの町の在り方についていろいろな議論をする場です。議場はその役割が果たせれば、それでよいのではないのでしょうか。ぜいたくな家具をそろえたからといって、住民の福祉が向上するわけではありません。町が発展するわけでもありません。議場にこのような高額な家具は必要ないと考えます。

もう一つ、財政上の面からも言わなければなりません。一般質問の答弁でも、町は財源が厳しいと言います。子育て支援や高齢者福祉の充実など、住民の福祉向上のために様々な場面での具体的な提案をしても、財源が厳しいからできないと言われ続けています。財源が厳しいという状況の一方で、議場の家具にはこのように多額の税金を使うことが妥当なのかどうか、許されることなのではないでしょうか。こんなお金を使うよりも、住民の福祉向上のために、また、職員の仕事の効率化のためにこそ税金を使うべきではないでしょうか。

議場の家具だけに41,531,600円を支出する。ぜいたくで超豪華なヒノキ柃目の家具を議場にそろえる。住民の皆さんは、議場にぜいたくな家具をそろえてほしいとは絶対に言わないと思います。私は住民の皆さんに対して、この金額について納得してもらえる説明ができません。

以上の理由により議案第43号に反対いたします。

**○議長（野村泰也）**

次に、賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

これをもって討論を終結いたします。



これから議案第43号 広川町新庁舎議場家具購入に係る契約の締結についてを採決します。  
反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。  
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第44号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例及び広川町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第44号

広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例及び広川町消防団条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

本町消防団員の処遇改善を目的として、消防団員報酬の一部を引き上げるため、本条例を  
一部改正するものである。

---

内容につきましては、協働推進課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいた  
します。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、議案第44号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例及び広川町消防団条例の一部改正について御説明をいたします。

提案理由にあります処遇改善につきましては、全国的な消防団員の減少、近年の災害の激  
甚化に伴い、団員の確保及び士気の向上等のため、令和3年4月、消防庁より処遇改善につ  
いての通知を受け、当町においてもこの通知で示された報酬等の基準を基に改正をするもの  
でございます。

それでは、議案書9ページからの新旧対照表で御説明をいたします。

まず、第1条の改正では、広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の別表第1、消防団の部を削る改正を行います。

次に、議案書10ページ、第2条の改正では、広川町消防団条例第13条の見出しを「（報  
酬）」に改め、第1項に消防団の年額報酬の表を加えます。

改正の額につきましては、団員が現行32,900円から報酬等の基準で示された標準額の36,500円に3,600円増額をし、団員より上位にある職位については均衡ある改正を行うこととされていることから、団長までの報酬を一律3,600円ずつ引き上げるものでございます。

同条第2項は出動に関する報酬ですが、現行出動手当300円を災害出動、行方不明者捜索出動に改め、標準額の1日当たり8千円を基に1時間当たり1千円とし、警戒手当を警戒出動、1回当たり2千円に改め、訓練手当4,300円を訓練出動、半日当たり4,500円に改めるものです。

議案書8ページを御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第44号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び広川町消防団条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第45号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第45号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第45号

広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

附属機関における会議として行うべき審査等について、天災その他のやむを得ない事情により対面式の会議に代えて行う書面等による審査等に関する規定を整備するため、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山英明）**

それでは、議案第45号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

今回の改正につきましては、9月決算審査時に質問のございました報酬支払いに関する規定を整備しようとするものでございます。

内容といたしましては、提案理由にもありましたように、附属機関及び附属機関以外の各委員会の会議等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等、天災その他やむを得ない事情により非対面方式で会議を行った場合の報酬支払いの取扱いを定めるものでございます。

まず、書面会議方式で行った場合につきましては報酬の支払いを行うということで、内容としましては、全ての委員に書面による意見等を求め、委員の半数以上の委員から書面の提出があった場合に会議が開催されたものとして、提出があった委員を出席者として報酬を支払う。また、ウェブ会議方式で行った場合につきましては、インターネットを通じた映像と音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら、通話できる状況により委員の半数以上が参加した場合に限り会議が開催されたものとし、報酬を支払うものです。

また、情報提供にとどまる場合は報酬の支払いをしないということにしまして、委員への資料送付のみで意見を求めないなど、情報提供にとどまる場合については会議を開催したものとはみなさず、報酬の支給は行わない方針で整備を進めております。

それでは、改正内容につきましては、16ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

別表第2の公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価委員会は、個別の法の中で会議の要件等の規定がございますので、以下、情報公開審査会委員以下の町条例に則したものを別表第3として分離、区分し、備考1において、対面会議によらない書面決議やウェブ会議における報酬支払いを整備し、備考の2において、支給に関する必要事項については規則委任をしております。

規則を制定いたしまして、この条例改正と同時に規則を施行したいと考えております。

附属機関以外の各委員会の設置要綱についても、必要に応じて同様の書面会議及びウェブ会議を行う場合の取扱いの規定を進めてまいります。

なお、15ページ、附則によりまして、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第45号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第46号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第46号

広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が一部改正されたことに伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第3項、第46条第3項及び第58条の4第2項の規定に基づき、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、福祉課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、議案第46号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所

要の改正をお願いするものです。

お手元の議案書の22ページから26ページが条例改正案となります。

また、次の27ページから34ページまでが新旧対照表となり、次の35ページのほうに説明資料をつけておりますので、こちらのほうで御説明申し上げたいと思います。

議案書の35ページをお願いしたいと思います。

改正内容としまして、まず、法令の趣旨としまして、連携施設の確保を不要とするということと、あと、電磁方法による対応と、2つの大きな改正を今回お願いするものです。

まず、連携施設の確保を不要とするということで、改正条項としましては、第42条第1項及び第4項、附則の第5条となります。

改正の内容につきましては、ここにありますように、特定地域型保育事業、いわゆるゼロ歳から2歳児を受け入れている小規模の保育施設になりますが、こちらの施設については卒園というのが3歳児になります。卒園後の受入先の確保ということで、そのために市町村長が保育所入所の調整を行う際に、入所しやすいように、入所を優先的に取り扱う措置を実施する場合は連携施設の確保を不要とするものです。ここに書いていますように、例えば、入所に係る点数を、他の保育園で継続児と同じような取扱いでの点数を加算するなどを卒園児にした場合には継続の保育園児と同じようなポイントとなりますので、そういう形で他の施設を卒園しても優先的に入りやすいというような形を、広川町におきましても本条例が改正されましたら、そういう規則の改正を早速したいと思っております。

また、連携施設の確保が著しく困難な場合で新制度施行から5年間は連携施設の確保をしないとされてきましたこれまでの経過措置期間をさらに5年間延長しまして、10年間に延長し、制度の緩和をするものです。

なお、現在、町内の小規模保育所に関しましては、保育園おひさまが1か所ございます。保育園おひさまに関しましては、連携施設の確保としまして、卒園後の受皿、また、保育内容の支援、代替保育の提供については、いずれも町内の保育園及び幼稚園が連携協定施設の締結がなされておりますので、直接この保育園おひさまについては影響はないと考えております。

また、次の電磁方法による対応ですけど、改正条項としましては、第5条の第2項から第6項、第38条の第2項、第53条の第1項から第6項ということで、改正内容としましては、デジタル化の推進に伴いまして、保護者の利便性向上や保育所等の業務負担の軽減の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの、また、書面等で行うことが想定されているもの及び書面等の作成や保存等について電磁的方法によることも可能とすることを今回規定するものとなります。

3つ目の字句の修正につきましては、これらの改正に伴いまして、目次第4章の雑則及び第42条第1項第3号及び第5項、第54条、附則第2条第1項につきまして用語の整理をするものとなります。

なお、議案書26ページのとおり、この条例は公布の日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第46号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第47号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第47号

広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第65号）が一部改正されたことにより、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、福祉課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、議案第47号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げたいと思います。

今回の条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をお願いするものとなります。

議案書の37ページから39ページにつきましては、条例の改正案となります。

次の40ページから45ページまでが新旧対照表となり、この条例改正につきましても46ページに説明資料を載せておりますので、こちらのほうで御説明申し上げたいと思います。

議案書の46ページをお願いしたいと思います。

今回の条例改正では、改正内容の法令趣旨にありますように、主に4つの改正をお願いするものとなります。

まず、1つ目の連携施設の確保を不要につきましては、改正条項としましては、第6条第4項、第5項及び第46条第2項、附則の第3条で、改正内容は先ほどの特定教育・保育施設と同じという形になります。

家庭的保育事業所等、いわゆるゼロ歳から2歳の小規模保育施設におきまして、これも卒園後の受入先の確保のために、市町村長が優先的に取り扱う措置を実施した場合には事業所は連携施設の確保を不要とするものとなります。

また、連携施設の確保が困難な場合に、これまで5年間の経過措置期間をさらに10年間に延長し、制度上の緩和をお願いするものです。

次に、2つ目の食事の提供の経過措置の延長となります。

改正条項としましては、附則第2条第2項という形で、家庭的保育事業所の認可を受けた施設での食事の提供は、原則家庭的保育事業所内で調理する方法、自園調理とされていますが、自園調理や外部搬入がなかなか進んでいないことから、新制度施行から自園調理を行うまでのこれまでの経過措置期間5年間で10年間と延長され、制度上の緩和がなされるものです。

また、3つ目の居宅訪問型保育事業提供の明確化ということで、改正条項としては、第38条第4号になりますが、保護者の疾病や障がい等により療育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを、条例上、明確に今回するものとなります。

電磁方法による対応につきましては、改正条項は第50条となりますが、内容は、先ほどの特定教育・保育施設等と同じように、デジタル化の推進に伴いまして、保護者の利便性向上、保育所等の業務負担軽減の観点から、保護者等への説明等のうち書面等で行うもの、書面で行うことが想定されているもの及び書面等の作成、保存等について電磁的方法によることも可能とすることを規定するものとなります。

最後には、これらに伴う字句の修正ということで、改正条項として、目次の第6章雑則、第6条第1項から第3項、第16条第2項、第22条、第24条第2項、第51条について用語の整理を行うものです。

この条例につきましては、議案書39ページのとおり、公布の日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第47号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号

○議長（野村泰也）

日程第9 議案第48号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第48号

広川町国民健康保険条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を改正する政令が公布され、産科医療補償制度の見直しに合わせ出産育児一時金の額が改正されることにより、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村康也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

議案第48号 広川町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

国民健康保険に加入している人が子供さんを出産したとき、第6条により町から出産育児一時金を支給いたします。今回はその増額の改正になります。

それでは、議案書50ページを御覧ください。

この資料により説明いたします。

上の表を御覧ください。

上が現行、その下が改正後の金額になります。

ここで横軸の一番右の(A)足す(B)の現行の金額420千円がその合計支給額になります。

その内訳が(A)の出産育児一時金404千円と、(B)の加算金（掛金分）16千円です。この(B)の加算金とは、病院などの分娩機関で出産した際、生まれてきた子供が重度の脳性麻痺



になった場合に、その後の子供の看護や介護のための経済的な負担、病気発症原因の分析などに係る費用を速やかに補償するという民間の保険、産科医療補償制度の掛金になります。

その下の右向きの矢印の表にありますように、16千円の掛金は出産した人が分娩費と合わせて病院に支払い、病院が保険料として損害保険会社に支払う仕組みになっております。今回、この掛金が一番上の表の改正後の(B)、4千円引き上げられ、改正で12千円になりましたが、少子化対策として一時金の合計支給額420千円は維持するものとしたため、(A)の404千円に4千円を足しました改正後の欄の408千円に条例改正を行うものです。

なお、一時金のうち産科医療補償制度の掛金分の16千円から12千円の減額は、一番下の表のとおり、規則の中で改正いたします。

それでは、議案書48ページにお戻りください。

中ほどの附則の施行期日です。この条例は、令和4年1月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第48号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第49号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第49号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第49号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に5,873千円を追加し、予算総額を9,219,384千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、議会広報誌印刷製本業務ほか4事業について新たに追加をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、14. 私立保育所

環境整備等支援事業を新たに追加し、8. 防災拠点等施設建設事業ほか1事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款1項. 国庫負担金は10,416千円、3項. 国庫委託金は132千円をそれぞれ増額計上し、2項. 国庫補助金は22,752千円を減額計上しております。

16款1項. 県負担金は7,040千円を増額計上し、2項. 県補助金は1,646千円を減額計上しております。

18款1項. 寄付金は、衛生費寄付金など12,287千円を増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金12,112千円を減額計上しております。

21款4項. 雑入は8千円、22款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について12,500千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 総務管理費は、地方債及び寄付金による財源組替えを行っております。

3項. 戸籍住民基本台帳費は個人番号カード関連事業費など3,040千円、3款1項. 社会福祉費は29,462千円をそれぞれ増額計上しております。

3款2項. 児童福祉費は37,158千円を減額計上しております。

4款1項. 保健衛生費は新型コロナウイルスワクチン3回目接種などにより37,361千円、2項. 清掃費は459千円、5款1項. 農業費は1,465千円、6款1項. 商工費は616千円をそれぞれ増額計上しております。

7款2項. 道路橋梁費は2,000千円を減額計上しております。

9款1項. 教育総務費は1,000千円、2項. 小学校費は1,292千円、3項. 中学校費は2,506千円、5項. 社会教育費は300千円、6項. 保健体育費は4,266千円をそれぞれ増額計上しております。

10款2項. 公共土木施設災害復旧費は36,736千円を減額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

政策調整課長。

#### ○政策調整課長（丸山英明）

それでは、政策調整課より全体の職員人件費及び政策調整課関係の補正予算について説明申し上げます。

まず、予算書の8ページをお願いいたします。

8ページ、中段にあります15款2項5目. 総務費国庫補助金、備考欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,155千円の増額につきましては、交付金対象事業を追加計上したため、交付限度額まで増額補正を行うものでございます。

続いて、歳出です。

歳出につきましては、職員人件費につきまして、10月に職員の退職、それから、採用を行っておりますので、その人事異動に伴います給与の減額を一般会計では行っております。

なお、公営企業会計等において職員採用等に伴う人件費の補正を行っております。

なお、職員人件費に関する各課からの説明は省略をさせていただきます。

以上で政策調整課分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（鹿田 健）**

それでは、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書4ページをお開きいただきよろしいでしょうか。

第2表 債務負担行為補正でございます。

2行目の新庁舎ネットワーク構築事業15,681千円、それから、3行目の新庁舎移転等業務8,502千円ともに令和4年度までの債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

上の追加の表でございます。14. 私立保育所環境整備等支援事業13,400千円を新たに追加をお願いするものでございます。保育所等整備事業補助金に充当いたします。

下の変更の表でございます。

8. 防災拠点等施設建設事業の限度額を9,700千円増額、11. 公共土木施設災害復旧事業の分を10,600千円減額をお願いするものでございます。

続きまして、予算書の10ページをお願いいたします。

一番上の19款1項. 基金繰入金です。今回の補正予算の財源調整で、1目. 財政調整基金繰入金を12,112千円減額するものです。

下段の22款1項. 町債については、2目. 民生債の私立保育所環境整備等支援事業、6目. 消防債の防災拠点等施設建設事業、9目. 災害復旧債の公共土木施設災害復旧事業を第3表で説明したとおり補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

一番上の表です。

2款1項. 総務管理費、5目. 財産管理費に消防債の9,700千円を充当する財源組替えを行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**

続きまして、住民課関連の一般会計補正予算について説明いたします。

4ページの債務負担行為補正を御覧ください。

マイナンバーカードの申請、交付件数等の増加に対応するシステム機器等を増設するための賃借料です。

続きまして、歳入です。

8ページを御覧ください。

上段です。15款1項2目. 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン対策費国庫負担金17,619千円と、中段の15款2項2目1節. 保健衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス

ワクチン接種体制確保事業国庫補助金5,980千円の増額変更は、追加接種3回目等の接種に係る負担金、委託料等によるものです。

同じく1節中、感染症予防事業費等国庫補助金1,623千円は健診事業、その下段の15款3項2目。民生費国庫委託金132千円は国民年金事務に係りますシステム整備のための改修費の増額になります。

15款2項5目。総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金3,037千円は、カードの申請、交付の増加の見込みによる変更になります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目。民生費県補助金の子ども医療費補助金の802千円の増額は、医療費の見込み増によるものです。

その下段、18款1項9目。衛生費寄付金10,000千円は、町の工業団地内の企業からコロナ禍に感染拡大を防止しながら地域で活動されます医療従事者を支援するための寄附金による歳入です。

次に、歳出です。

11ページ、中段を御覧ください。

2款3項1目。戸籍住民基本台帳費122千円と個人番号カード関連事務費の2,918千円の増額は、個人番号カードの申請、交付の増加の見込みに伴う住基端末システムに係る費用や人材派遣委託料等によるものです。

12ページを御覧ください。

3款1項6目。国民健康保険特別会計繰出金の出産育児一時金1,120千円は、歳出見込みの増額によるものです。

その下の9目。国民年金事務取扱費の132千円は、国民年金システム改修委託料です。

その下の3款2項5目、子ども医療対策費の7,220千円の増額は今後の給付の見込みを増額計上しているものです。

最後です。13ページを御覧ください。

4款1項1目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費10,000千円の増額は、歳入でも御説明いたしました寄附に伴う医療機関の医療従事者向け感染拡大防止対策支援金で、町内36の医療機関に規模に応じて交付いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、3回目の追加接種に係る経費合計23,599千円の増額をお願いするものです。

4款1項2目。予防費は、マイナポータル等を利用し、健診結果を活用するためのシステム整備のため、3,762千円を増額計上するものです。

以上で住民課関連の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

暫時休憩いたします。10分間休憩を取ります。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（野村泰也）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

協働推進課長。

## ○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、協働推進課関係の補正予算について説明をいたします。

予算書4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

一番下段の広報ひろかわ印刷製本費3,105千円につきましては、次年度分の契約手続を今年度中に実施するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入予算について説明いたします。

予算書9ページ、下段をお願いいたします。

18款1項5目、総務費寄付金287千円の増額は、広川町国際交流協会の解散に伴う寄附によるものです。

予算書11ページ、上段をお願いします。

2款1項6目、企画費については、財源の組替えを行っています。

以上で協働推進課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

## ○議長（野村泰也）

福祉課長。

## ○福祉課長（郷田貴啓）

福祉課関連の補正予算について御説明申し上げます。

予算書8ページをお願いしたいと思います。

15款1項1目、民生費国庫負担金につきましては、説明欄のとおり、障害者医療費国庫負担金1,400千円及び自立支援給付費等国庫負担金9,718千円、障害児入所給付費等国庫負担金2,962千円の増額につきましては、いずれも歳出額の増に伴いまして増額補正をお願いするものです。

また、中段の15款2項1目、民生費国庫補助金の備考欄にあります保育所等整備交付金36,411千円の減額につきましては、下広川保育園施設整備に係る今年度分の事業費の減に伴うもので、子ども・子育て支援事業費補助金864千円の増額につきましては、システム改修費に伴う経費を増額するものです。

続きまして、予算書9ページをお願いしたいと思います。

上段になります。16款1項1目、民生費県負担金です。先ほどの国庫負担金と同じく、歳出増に伴いまして、障害者医療費県負担金700千円、自立支援給付費県負担金4,859千円、障害児入所給付費等県負担金1,481千円の増額をお願いするものです。

次に、16款2項2目、民生費県補助金です。5節の児童福祉費県補助金2,855千円の減額につきましては、先ほどの国庫補助金と同じく減額をお願いするものとなります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の11ページ、下段をお願いしたいと思います。

3款1項1目、社会福祉総務費は、説明欄にございます障害者福祉費について28,210千円の増額をお願いするものです。扶助費の増に伴いまして、審査手数料の増額と、心疾患等による医療費増及び障害福祉サービスの利用実績増に伴い、自立支援医療費及び自立支援給付費及び障害児入所給付費等の増額補正をそれぞれお願いするものとなります。

次に、12ページ、3款2項1目、児童福祉総務費、説明欄にございます私立保育所環境整備等支援事業45,243千円の減額につきましては、下広川保育所の移転改築事業の今年度の工

事進捗率が全体の65%から45%へ減少したことによる補助金対象事業費の減となります。

次の児童手当措置事務費につきましては、特例給付費の廃止などの制度改正に伴うシステム改修費865千円の増額をお願いするものとなります。

以上で福祉課関連の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

建設課関連の補正予算について説明いたします。

まずは歳入から説明します。

予算書8ページをお願いします。

15款1項3目、災害復旧費国庫負担金の21,283千円の減額につきましては、事業費の減額によるものです。

次に、歳出です。

予算書17ページをお願いします。

10款2項1目、公共土木施設災害復旧費の36,736千円の減額補正は、さきの8月秋雨前線による豪雨災害において、災害査定により災害復旧工事費が確定したことによるものです。

なお、災害箇所につきましては、道路災害が梯本線及び吉常逆瀬谷線、河川災害が尾山谷川の3か所となっております。

建設課分の補正は以上でございます。よろしくお願ひします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（井上新五）**

産業振興課補正予算について説明いたします。

まずは歳入補正予算について説明いたします。

予算書9ページ、中段をお願いいたします。

16款2項4目、農林水産業費県補助金、園芸農業等総合対策事業補助金につきましては、令和3年8月の大雨により被害を受けた園地の復旧に係る県補助金407千円を増額計上しております。

続きまして、予算書10ページ、中段をお願いいたします。

21款4項2目、雑入、県支出金返納金につきましては、農地集積に係る県交付金に対する返納金8千円分を増額しております。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書14ページ、中段をお願いいたします。

5款1項3目、農業振興費です。園芸農業等総合対策事業費407千円、農業振興対策事業8千円につきましては、歳入補正予算にて説明いたしました分に対する支出の増額補正となります。

次に、5款1項5目、農地費、広川防災ダム特別会計繰出金につきましては、県が実施する広川防災ダム老朽化改修工事の事業費増に伴い、1,050千円の増額をお願いするものです。

次に、6款1項4目、観光費、観光施設管理事業費につきましては、産業展示会館及び逆瀬ゴットン館の来客用手洗い蛇口を自動蛇口に交換する工事費として616千円を補正するも

のです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

続きまして、教育委員会事務局の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入予算について御説明いたします。

9ページ、下段をお願いいたします。

18款1項6目。教育費寄付金の2,000千円の増額は、ヤヒメ教材の前代表取締役野田吉二氏及び江口自動車工業株式会社からの寄附金でございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。

15ページの中段をお願いいたします。

9款1項3目。義務教育振興費、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の1,000千円は、寄附に伴う電子黒板の購入によるものです。

2項1目。学校管理費、新型コロナウイルス感染拡大対策費の792千円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して空気清浄機を購入するものでございます。

2目。教育振興費、小学校教育振興費の500千円は、寄附に伴う図書購入によるものです。16ページをお願いいたします。

3項1目。学校管理費、新型コロナウイルス感染拡大対策費の2,306千円は、小学校費と同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した空気清浄機の購入費及び修学旅行がキャンセルとなった場合の補助金2,042千円です。

2目。教育振興費、中学校教育振興費の200千円は、寄附に伴う図書購入費によるものです。

5項7目。図書館費、図書館運営費の300千円は、寄附に伴う図書購入によるものです。

6項2目。体育施設費、社会体育施設管理費の4,266千円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、社会体育施設へ壁かけ型冷水機を購入するものです。

以上で教育委員会事務局の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（小松朋雄）**

環境衛生課の補正予算について説明いたします。

予算書14ページ、上段をお願いいたします。

4款2項2目。塵芥処理費459千円の増額は、県道三瀨上陽線の道路改良に伴う当条区可燃ごみ集積場施設整備補助金です。

環境衛生課分の補正は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

具体的に補正額とか内容について直接的な質問じゃないんですけども、コロナの3回目

の接種について質問させていただきます。

今は第6波の話は危惧するところがありますが、当町においても若干落ち着いた状況にあるということ、それと、そもそもなるべくワクチンは打ちたくないんだという話、そういうふうな風潮がある中で、3回目の接種について、町としてはどのくらい推奨するスタンス取りみたいなのがどのような状況にあるのかというのを、あれば教えていただきたいと思います。モデルナ、ファイザーの件については、るる事前に教えていただいていますので、その件の言及は必要ありません。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**

3回目接種につきましては、この前の全員協議会で御説明したとおり、10月17日以降、国からの説明は一切あっておりません。モデルナに関しましては承認がまだ下りておりませんし、私たち職員にとっては、11歳以下5歳以上の小児接種に関しても慎重に審議をしなければならぬと思っているところです。

一番危惧しているのは、やっぱり2回接種して8か月以上たった方からということ、予約の取り方等、一番最初に来るのが高齢者の方ですので、はがきで行うということ。あとは本当にオミクロン株がどうなるかということで、接種の開始時期とそのときの感染状況、世界の動き等を勘案しながら、どのような対応でもできるように、医療従事者の方々と連携を取って、住民の方に国がまず十分説明をしていただいて、私たち地方自治体にとっては、まず、皆さんが安心して安全に、特に、広川町は個別接種で全てを賄いたいと思っておりますので、その辺は安心して受けてくださいというメッセージが送れば良いと思っております。あとは受けた方皆様が受けれるような体制づくりを目指しております。

すみません、説明になりましたかどうか分かりませんが、以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。4番栗原福裕君。

**○4番（栗原福裕）**

3点ほどお聞きします。

まず、11ページ、個人番号カード関連事業費で追加されておりますが、現在までのカードの作成状況、それから、今後の今年度のカードの作成見込みはどれくらいと思われているのか、お聞きします。

それから、13ページ、医療機関へ新型コロナの支援金をお支払いするというところで、規模に応じて支給されるということでございましたが、基準はどのように考えてあるのか、具体的にお教えてください。

それから、15ページから16ページにかけて、説明では新型コロナウイルス感染拡大対策費として小・中学校等に空気清浄機を設置するというところでございますが、どのようなところに設置されるのか、台数等が分かればお教えをお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**



マイナンバーカードの現在の状況であります。11月末現在、広川町では約37%の住民の方がマイナンバーカードを作成しております。近隣の市町村におきましても大体その辺りで、八女市が39%、筑後市が33%というところでございます。

今のところマイナポイントで30千円付与するという話が出ておりますが、国からのその後の通知等、お話等が来ておりませんので、準備としましては、先ほど予算で上げていただきました人件費等を上げて、交付申請する準備をしているところです。

続きまして、支援金についてですけれども、これは実は工業団地内のロキテクノさんという産業用のフィルターを作られている会社の方が、ここはマスクも製造されて販売しておりますが、ぜひ10,000千円を医療機関の従事者の方に何らかの形で町のほうからお渡ししていただきたいということで寄附をいただいたものであります。

これに関しましては、その意向を酌みまして、資料を今お渡ししておりませんが、病院4件にまず600千円ずつを筆頭に金額を設定して、一般診療所、歯科、あと、薬局等に現金を支給することとなっております。

内容としましては、支援金ですので、感染拡大防止のための事業に要する経費、例えば、空気清浄機を買う、あとは医療従事者の方に現金を支給する、それは自由でございます。あとは実績を町のほうにきちんと報告をしていただいてという補助金の形としてお渡しすることとなっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

今、御質問の新型コロナウイルス感染拡大対策費を使って空気清浄機を設置するようしておりますけれども、これは現在、役場庁舎の事務室にも置いているようなものを各小・中学校に4台ずつ配置するようしております。予定としては、職員室、保健室、事務室、校長室等を考えているところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第49号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第50号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第50号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に15,380千円を追加し、予算総額を2,681,746千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款2項. 国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金403千円を追加で計上しております。

6款1項. 県負担金は、今後の保険給付見込みにより保険給付費等交付金12,722千円を増額計上しております。

10款1項. 他会計繰入金は出産育児一時金繰入金1,120千円、2項. 基金繰入金は国民健康保険財政調整基金繰入金1,135千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、国民健康保険担当職員人件費を402千円増額計上しております。

2款2項. 高額療養費は一般被保険者高額療養費を12,722千円、4項. 出産育児諸費は出産育児一時金を1,680千円、5項. 葬祭諸費は葬祭費を180千円それぞれ増額計上しております。

9款1項. 償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税還付金を396千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第50号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第51号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第51号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第51号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に12,150千円を追加し、予算総額を47,086千円とするものです。

第2条 地方債の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、1. 県営防災ダム整備事業負担金の変更をお願いします。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

4款1項. 一般会計繰入金は1,050千円、7款1項. 町債は農林水産業債11,100千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、県営防災ダム事業負担金を12,150千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第51号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第52号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第52号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第52号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を2,155千円増額し、また、資本的支出を1,850千円増額し、予算総額454,307千円とするものであります。

資本的収支では108,517千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的支出につきましては、福岡県南広域水道企業団が管理する立花系送水管の水管橋塗装工事に伴う負担金の補正です。

資本的支出につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正になります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第52号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

### 日程第14 議案第53号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第53号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを

議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第53号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的支出を150千円増額し、予算総額671,838千円とするものであります。

資本的収支では103,924千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

資本的支出につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正になります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第53号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

**日程第15 決定第3号**

**○議長（野村泰也）**

日程第15. 決定第3号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

**日程第16 決定第4号**

○議長（野村泰也）

日程第16. 決定第4号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が、お手元に配りました名簿のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第17 決定第5号

○議長（野村泰也）

日程第17. 決定第5号 議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が、お手元に配りました名簿のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第18 選挙第1号

○議長（野村泰也）

日程第18. 選挙第1号 八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八女西部広域事務組合議会議員に丸山修二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を八女西部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました丸山修二君が八女西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました丸山修二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

自席により当選承諾をお願いします。7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

ごみ処理等につきましては、住民生活に密接かつ重要な問題でございます。また、広川最終処分場の閉鎖に向けた事業も進められておりまして、組合議員として頑張っていきますので、よろしくお祈りをいたします。

## 日程第19 選挙第2号

○議長（野村泰也）

日程第19. 選挙第2号 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に丸山修二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を八女中部衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました丸山修二君が八女中部衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました丸山修二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

自席により当選承諾をお願いします。7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

し尿処理につきましては、生活に密着した問題でございます。本年より汚泥再生処理センターが稼働しております。今後とも適切な処理が行われるように組合議員として頑張っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、会議を再開いたします。

#### 日程第20 決定第6号

○議長（野村泰也）

日程第20. 決定第6号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 日程第21 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第21. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませ



んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回広川町議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

**午前11時23分 閉会**

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

1 番 議 員 山 下 茂

7 番 議 員 丸 山 修 二